

情 個 審 答 申 第 1 号
令和2年（2020年）9月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年（2019年）7月25日付け、総総発第261号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

平成28年熊本地震の際、大西市長が自身の家族を市長室に宿泊（出入り）させていた事実が分かる資料の文書等開示請求拒否決定（不存在）に対する審査請求について

別 紙

諮問第 5 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不存在）（下記第 2 に記載した本件処分 I 及び本件処分 II）は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

- 1 平成 30 年（2018 年）10 月 29 日、審査請求人が熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号。以下「条例」という。）に基づき、平成 28 年熊本地震の際、大西市長が自身の家族を市長室に宿泊（出入り）させていた事実が分かる資料の開示請求（以下「本件開示請求 I」という。）をしたことに対し、同月 30 日、実施機関は、文書等開示請求拒否決定（不存在）（以下「本件処分 I」という。）を行った。
- 2 同年 11 月 15 日、審査請求人が、本件処分 I において調査の対象となった部署（秘書課）以外の全ての部署（消防局を除く。）に対し、改めて本件開示請求 I と同一の資料の開示請求（以下「本件開示請求 II」という。）をしたことに対し、同年 12 月 11 日、実施機関は、文書等開示請求拒否決定（不存在）（以下「本件処分 II」という。）を行った。
- 3 平成 31 年（2019 年）1 月 8 日、審査請求人は、本件処分 I 及び本件処分 II の取消しを求め、それぞれについて審査請求書（以下それぞれ「審査請求書 I」と及び「審査請求書 II」という。）を実施機関に提出した。なお、審査庁は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 39 条の規定により同月 18 日、本件処分 I 及び本件処分 II に対する審査請求に係る審理手続を併合している。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書 I 及び審査請求書 II で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市に勤務する知人数人に確認したところ、審査請求人が請求した内容に関する調査等はされていないという回答があり、熊本市の内部で十分な調査がなされたとは到底言えない。職員に対する調査はもちろんのこと、市長及び市長周辺の人物が保有する文書等への調査を徹底的にする必要がある。

2 実施機関の主張

実施機関が、平成31年（2019年）2月12日付け弁明書及び同月8日付け弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成31年（2019年）2月12日付け弁明書で主張した内容について

本件開示請求Ⅰを受け、本件開示請求Ⅰに係る文書等の件名に記載された文書等を特定するため、秘書課内における調査を行った。

調査の結果、同課内に本件開示請求Ⅰに係る文書等の件名に記載された文書等の存在が確認できなかったことから、文書等の不存在を理由として本件処分Ⅰを行ったものである。

(2) 平成31年（2019年）2月8日付け弁明書で主張した内容について

本件開示請求Ⅱを受け、本件開示請求Ⅱに係る文書等の件名に記載された文書等を特定するため、全庁照会を行った。

当該照会の結果、本件開示請求Ⅱに係る文書等の件名に記載された文書等の存在が確認できなかったことから、文書等の不存在を理由として本件処分Ⅱを行ったものである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等について

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、平成28年熊本地震の際、大西市長が自身の家族を市長室に宿泊（出入り）させていた事実が分かる資料（以下「本件文書等」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件処分Ⅰ及び本件処分Ⅱに対する審査請求に係る判断は、本件文書等について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分Ⅰ及び本件処分Ⅱの妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分Ⅰ及び本件処分Ⅱの妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件文書等の存否について

本件処分Ⅰにおいては、本件文書等について所管課内で調査が行われ、同課内において本件文書等の存在が確認されなかった。

本件処分Ⅱにおいては、庁内における文書管理システムにより本件文書等の有無について全庁に照会する方法が採られており、照会の結果、いずれの部署からも本件文書等を有する回答は得られず、本件文書等の存在が確認できなかった。

これらのことから、本件文書等が存在しないとする実施機関の主張には、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もない。

よって、本件文書等が存在しているとは認められない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	河津	典和
委	員	北野	誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和元年（2019年） 7月29日	熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和元年（2019年） 11月1日	諮問の審議を行った。
令和元年（2019年） 12月13日	諮問の審議を行った。
令和2年（2020年） 1月10日	諮問の審議を行った。
令和2年（2020年） 6月4日	諮問の審議を行った。
令和2年（2020年） 7月2日	答申案の審議を行った。
令和2年（2020年） 9月3日	答申案の審議を行った。